

3. 管理者が行う既存牛の再届出について

(1) 再届出の内容と方法の概要

①再届出の趣旨と内容

法施行前の出生牛（以下「既存牛」といいます。）を本制度の対象に位置づけ、本制度を円滑に開始するため、法の施行日である平成15年12月1日時点の管理者は、平成16年2月29日まで（目標は平成15年12月中）に、すべての既存牛について、次の必要事項を農林水産大臣に届け出る必要があります。（b cは農家マスタ等に登録されているため、実際にはaのみです。）

a) 雌雄の別

b) 管理者の氏名（法人の場合はその名称）、住所及び連絡先（電話番号）

c) 飼養施設の所在地

この届出は、管理者にとっては既に報告済みの牛についての再度の報告であり、いわば「再届出」となりますが、本制度の基礎かつ出発点となる極めて重要なものです。

②再届出の概要

管理者が、12月1日以前の繫養牛等のリスト（以下「既存牛リスト」といいます。IV2別紙1に事例。）に基づき、12月1日午前0時の時点で管理している牛を確認することを基本とします（同時点でと畜場において管理されている牛の管理者は荷受業者です）。

ただし、12月1日から7日までの間に牛を導入した管理者にも、前の管理者からの転出が12月1日以降であることが確認できない牛については、12月1日午前0時時点で輸送中等の場合があることから、届出を行うよう依頼します。（11月30日以前に前の管理者から転出している場合、原則として導入する者が管理者になります。）

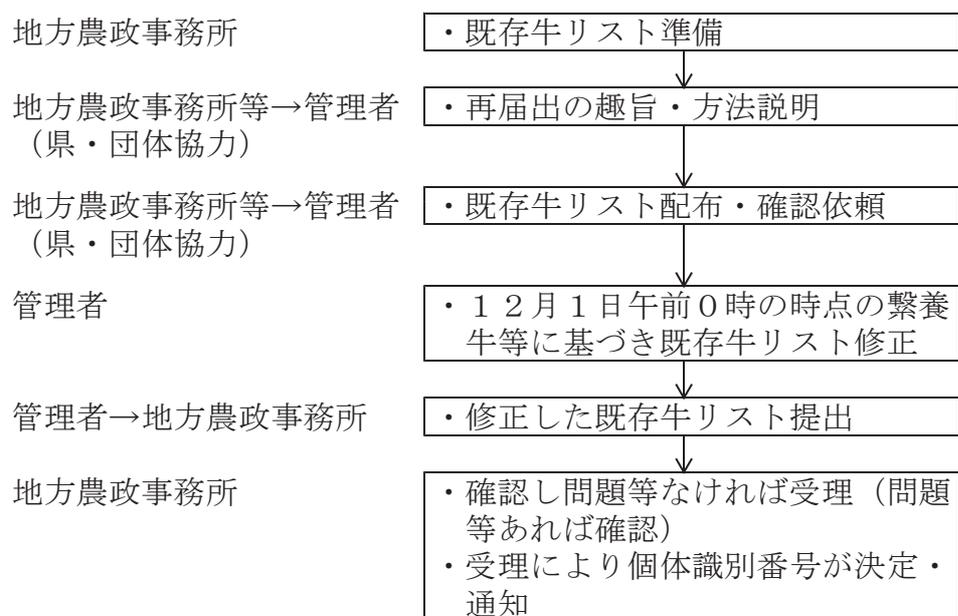
リストの出力時点や配布・回収の方法、管理者への依頼・説明の方法等の具体的な対応は、県ごとの事情・実態等に応じて実施計画を作成し、それに基づき実施しますが、おおよその流れは次の通りです。

ア 地方農政事務所において、直近の改良センターのデータベースからROシステム（地方農政事務所と改良センターを結ぶ電算システムです。）を通じ、あるいは改良センターから提供されたCDから、管理者ごとの既存牛リストを出力・作成します。既存牛リストには、繫養牛のほか、在庫耳標がリストアップされています。この既存牛リストが再届出のための用紙になります。

（なお、既存牛リスト作成の時期の判断に必要となる、作成に要する時間については、ROシステムの運用試験等に基づき追って連絡します。）

また、既存牛リストは、A4版に生年月日順あるいは個体識別番号順（ROシステムの初期設定は生年月日順ですが個体識別番号順に変更可）に15頭ずつ記載されます。

- イ 地方農政事務所は、都道府県及び農協等の協力を得て、地域の実情に応じ、戸別訪問方式、集合説明方式、郵送方式（後述）のいずれかの方法又は組み合わせにより、既存牛リストを管理者に確認していただきます。その際、再届出にかかる説明書（(3)④ア参照）に基づき、確認日（12月1日午前0時）における管理状況に基づいて既存牛リストを修正するよう依頼します。
- ウ 管理者が、地方農政事務所に、確認・記入の上押印又はサインした既存牛リスト（及び修正を行う場合に必要な添付資料）を提出し、地方農政事務所が記入漏れがないか等を確認の上受理した時点で再届出は終了します。
- 既存牛の個体識別番号の決定・通知については、地方農政事務所が既存牛リストを受理することにより、当該リスト通りに決定・通知したことになります。（ただし、明示的に個体識別番号の通知が必要な管理者には、別途通知します。）
- エ 地方農政事務所は、受理したリストの内容を確認しながら、ROシステムに入力し、改良センターに送信します。この時点で、出生農家の報告との矛盾が見つかった場合等には、必要に応じ管理者に確認を行います。（同一牛が複数の管理者から届け出られた場合、追加された牛の転入日が、前の管理者からの転出日と矛盾する場合等の確認方法は検討中です。）
- また、前の管理者からの転出時期等の問題から、12月1日以降の導入牛が未届出となっていることが判明した場合等には、管理者に追加の届出を行うよう連絡します。



(2) 作業スケジュール

再届出にかかる業務のおおよそのスケジュールは下記の通りです。

なお、改良センターのシステム変更に伴うシステムの一時停止期間（11月15～23日予定）は、出生報告や異動報告等の受付が中止となるため、情報が更新されません。また、ROシステムを通じた既存牛リスト等の出力もできなくなるので注意が必要です。

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| ・基本計画の作成 | 9月11日 |
| ・県ごとの再届出実施計画の作成 | 10月20日メド |
| ・再届出農家リスト作成(農家マスタ修正) | 10月中旬メド(以降加除・修正) |
| ・管理者への周知徹底 | 9月下旬から完了まで |
| ・再届出の実施 | 12月1日～2月29日
(12月中回収目標) |

(3) 実施計画の作成等事前の準備

①基本計画等の作成

衛生管理課及び畜産振興課において、9月10日をメドに再届出の基本的な実施要領である基本計画を作成します（9月11日事務連絡：IV2別紙2）。
（その後、基本計画等に即した再届出にかかる管理者向けの説明書（④ア参照：別添）を作成します。）

②再届出実施計画の作成

ア ①の再届出の基本計画を踏まえ、地方農政事務所は、県畜産課と協力して、県ごとの事情・実態に応じた実施計画を10月20日をメドに作成します。
イ この際、県の地方機関及び農協等に協力を依頼し、再届出の趣旨について理解を得て、管理者の負担が少なく、かつ間違いが起きにくい方法となるようよう十分協議を行って下さい。
ウ 実施計画の作成にあたっては、既存牛リストの出力日、管理者に既存牛リストを配布する日と配布の方法、管理者による既存牛リストの確認の方法、修正されたリストの回収方法等について具体的に検討します。実施方法等は県内同一である必要はなく、地方農政事務所の地域課ごと、農協等地域関係機関ごと、あるいは酪農家、肉用牛繁殖雌牛、肥育農家ごと等地域の事情・実態等を踏まえて作成します。

例えば、転入・転出が少ない酪農家や肉用牛繁殖農家については、11月1日時点で既存牛リストを作成・配布し、年末で出荷のピークにあたる肥育農家については11月30日時点で既存牛リストを作成すること等も考えられます。

（例1）12月1日に管理者を農協に集め、11月10日時点の既存牛リストを配布して、12月1日午前0時の管理牛への修正を依頼し、その場で回収する。その場で修正できない管理者については、後日郵送等で回収する。

(例2) 10月25日時点の既存牛リストを管理者に郵送し、いったん11月1日時点の管理牛へ修正した上で、その後11月30日までの異動等を随時追記するよう依頼する。この間あるいは12月上旬までに個別に訪問するか、集合した場で、確認を行い、郵送等により回収する。(11月1日時点の修正リストに、修正時点から11月30日までの出生及び性別をわかるように記入した異動報告カードの写しを添付することで記入は省略可。)

③再届出農家リストの作成(農家マスタの修正)

ア 農政局安全管理課より、県畜産課に、改良センターが作成した平成15年6月末頃(原則)の農家マスタ(既配布済み)のチェックを依頼します。

イ 地方農政事務所と県畜産課は、以下の管理者の住所等及びFAX番号の記入作業等について、具体的な作業の方法と分担を協議し、9月下旬をメドに、追加記入し、改良センターにメール等で送付して下さい。

なお、既配布済みの農家マスタには、管理者の住所等の欄はないため、Ⅲの2の別紙3のとおりワークシートに5列挿入して欄を設けて下さい。

(ア) 現在の農家マスタにある住所は、基本的に飼養施設の所在地ですが、本制度では管理者の住所等が届出事項として必要になります。牛舎が住居に隣接している場合に加え、住居と牛舎が離れていても実際に連絡を取るために必要な住所として牛舎が適当な場合(1日の大半を牛舎で過ごしている場合)には、飼養施設の所在地を、管理者の住所としてかまいません。この場合、管理者の住所等は「空欄」のままとして下さい。

(イ) 12月1日以降の出生牛については、制度に基づき改良センターから個体識別番号が通知されますので、酪農家・肉用牛繁殖農家等出生の届出が必要な管理者のうちFAXで届出を行う管理者については、必ずFAX番号を記入して下さい。農協等のFAXを利用している者にあつては、改良センターからの通知のFAXを受けられる番号を記入して下さい。いずれの場合も、今回新たに記入するFAX番号については、既存の欄ではなく、新たに設けた欄に記入して下さい。(電話の場合は報告の際に音声で、電子媒体の場合には指定されたメールアドレスに通知されます。)

なお、FAXで届出を行っている管理者への個体識別番号の通知を、農協等で一括して受けることも可能です。この場合には、通知先として、農協等のFAX番号を記入して下さい。

ウ イの追加記入事項以外の修正(農家コードは修正できません。(5)参照。)及び新規参入者等の追加については、地方農政事務所で、該当農家だけのファイル(レイアウトはⅣ2別紙3の5列挿入後のもの)を作成し、9月下旬をメドに、改良センターに送付して下さい。

その際、新規参入者等の農家コードについては、決まっていないので空欄として下さい。

また、地方農政事務所への修正依頼等については、IV 2別紙4の様式を参考にして下さい（この様式が必須ということではありません）。

エ 地方農政事務所は、イ、ウ終了後、あるいは並行して、県畜産課等の協力を得て、再届出農家マップ（地方農政事務所の業務参考あるいは対外的な説明用であって、内容・様式等は問いません。）を作成して下さい。

オ ROシステム開通後（10月第3週開通予定）、地方農政事務所において、修正された農家マスタに基づき再届出農家リストを作成して下さい。（管理者の住所等追加項目の登録は、改良センターのシステム変更後（11月24日以降）となるため、当該リストには出力されません。）

カ これ以降、管理者の加除等があれば、逐次修正します。経営継承に伴う農家名の変更や新規参入等があった場合には、地方農政事務所へ連絡して下さい。12月1日時点で、再届出が必要な管理者が漏れないように十分注意して下さい。（11月30日まではウに準じて地方農政事務所でファイルを作成し改良センターに報告します。12月1日以降は地方農政事務所がROシステムを通じて修正します。新たにコードを設定する新規就農者等については、ROシステムでは対応できないので、11月30日までと同様に改良センターに報告して下さい。）

（注）ROシステムは、10月第3週に開通予定ですが、11月30日までは出力のみであり、12月1日以降入力が可能となります。

④管理者への周知徹底

ア 衛生管理課及び畜産振興課において、既存牛の再届出の目的、基本的な方法、再届出により既に装着されている耳標の番号が法律上の個体識別番号となること等を記載した再届出説明書「既存牛の再届出について」を作成します。

イ 地方農政事務所は、県畜産課と協力し、10月末まで（既存牛リスト配布が10月中の場合それまで）に、県の地方機関や農協等の協力を得て、再届出農家リストにリストアップされた管理者に対し、再届出の具体的な方法等について周知を図ります。その後も、再届出が完了するまで周知徹底に努めて下さい。

（4）既存牛リストの確認方法等

①既存牛リスト出力前のエラー修正について

ア 8月7日付けで改良センターより送付されている「ダミー出生牛リスト」に基づく出生報告については、既存牛リストに反映させるために、可能な限

り早めに報告して下さい。その際、耳標の管理換えの報告が行われていない場合にあつては、併せて耳標の管理換えの報告を行って下さい。既存牛の再届出の円滑な実施に加えて、日々生じていると畜時点での確認や混乱回避の観点から、県畜産課に地方農政事務所も協力して、積極的に取り組んで下さい。

イ 6月に送付されている「報告データエラーリスト」の修正については、8月15日締め切りとなっていました。その後の報告についても、改良センターが可能な限り受け付けて修正することとします。(下記補足参照)

(補足) 報告データエラーリストの修正について

同リストに基づくエラー修正は、改良センターの事務室内での確認により修正可能なもの及び相手先への確認が1回で済むものについては、改良センターへの報告後おおむね2週間以内に処理されています。しかし、それらは報告全体の6～7割であり、複数の関係者への確認を繰り返し行わざるをえないものも多く、2か月以上を要するものも少なくありません。

そのため、11月1日前後に予定される既存牛リストの作成に間に合わせるための同リストに基づく修正報告の期限は、9月8日付けの改良センターからの連絡のように、9月15日がメドと考えて下さい。(9月15日までに報告のあったものでも、内容によっては既存牛リストの出力に間に合わない場合もあります。)

ただし、9月15日以降についても、エラーの解消は極めて重要であることから、引き続き修正に努めて下さい。ただし、同リストに基づく修正報告は9月30日をもっていったん終了し、10月1日以降については通常の報告及び修正報告により行って下さい。

なお、改良センターがシステムを変更する11月15日以降のエラー修正については、新しい方法で実施する予定です。

(同リストは3か月ごとに送付されていますが、9月のリストの送付はありません。なお、9月のリストが必要な場合には、9月29日までであれば個別に対応しますが、このリストに基づく修正はできません。)

②既存牛リストの記載内容

既存牛リストには、当該管理者に配布された耳標の個体識別番号のうち、牛に装着され、その牛の転出の報告があつたものを除く耳標の個体識別番号と外部から導入した牛の個体識別番号、すなわち、既存牛リスト作成のためのデータ抜き出し時点で、個体識別データベースに登録されている当該管理者の繋養牛と在庫耳標の個体識別番号が掲載されています。繋養牛については、生年月日、性別、母牛個体識別番号、牛の種別が記載されます。また、参考情報とし

て転入日が記載されます。(転入日については、修正のために転出先への確認が必須となるため、既存牛の再届出は修正できません。参考情報です。)

また、既存牛リストには、ダミー出生牛は掲載されますが、「報告データエラーリスト」掲載牛は基本的に掲載されません。(IV 2別紙1)

③既存牛リストの記入及び修正の方法

ア 確認日(12月1日午前0時)において、既存牛リストに繋養牛として掲載されている牛がいる場合には、既存牛リストの存在チェック欄に「○」を記入します。既存牛リストには繋養牛となっても、実際にはいない牛(要削除牛)については「×」を記入します。(再届出説明書の①)

これまでは必ずしも死亡等の異動報告が徹底されていなかったため、現在のデータベースには、既に死亡しているものが繋養牛として含まれていること等が懸念されています。この点については既存牛の再届出をもって確実にチェックする必要があるので、十分に注意して下さい。

イ 既存牛リストには、転入等の報告がなかったものは掲載されません。また、前述のようにダミー出生牛は掲載されますが、「報告データエラーリスト」掲載牛は基本的に掲載されません。

(ア) ダミー出生牛及び一部の牛では、生年月日、性別、母牛個体識別番号、種別が「不明」となっています。性別については再届出の必須事項ですので、必ず確認し、既存牛リストに記入する必要があります。また、その他の事項については、修正可能であれば既存牛リストに記入します。(同⑥⑦)

(イ) 既存牛リストに掲載されていない牛については、既存牛リストに追加する必要があります(要追加牛)。出生農家であって在庫耳標として個体識別番号が記載されている場合には、当該個体識別番号の牛の欄に、必須である性別のほか、生年月日、母牛個体識別番号、種別を可能な限り記入します。(同②)

また、個体識別番号が掲載されていない導入牛等については、個体識別番号から記入する必要があります。必須である性別のほか、生年月日、母牛個体識別番号、種別に加えて、転入日を可能な限り記入して下さい。(同④)

12月1日から7日の間に導入した牛のうち、前の管理者からの転出が12月1日以降であることが確認できないものについても同様に可能な限り記入して下さい。(同⑤)

(注) 既存牛リストの出力時点から11月30日までの間の出生牛については、出生の届出と重複しますが、生年月日等リストにあるすべての事項を記入して下さい。(出生報告カードの写を添付することで記入

を省略してもかまいません。)

導入牛については、性別を必ず記入し、その他の事項はわかれば記入して下さい。(性別をわかるように記入した異動報告カード(転入)の写を添付することで記入を省略してもかまいません。)

ウ イにより、「不明」の修正及び要追加牛の生年月日、性別、母牛個体識別番号、種別の報告が受け付けられることとなります。また、要追加牛のうち導入牛については転入日も受け付けられます。

ただし、要追加牛のうち導入牛については、既に登録されている出生農家の報告と異なる内容の報告は、原則として受け付けられません。(オを除きます。また、証明書等が添付されている場合には修正が受け付けられます。出生農家の報告内容が、HPや以前に送付されている「報告データエラーリスト」の記載内容等から誤りであることがわかっている場合等には、証明書等を添付し修正するようにして下さい。)

エ また、既存牛リストに記載されている生年月日、性別、母牛個体識別番号、種別についても、出生農家からの修正は受け付けられますが、導入先からの修正は原則として受け付けられません。(オを除きます。また、証明書等が添付されている場合には修正が受け付けられます。)

オ 導入先からの修正はウ、エのとおりですが、「品種」区分から「種別」区分への変更に伴い、既存牛リストに記載されている種別が「その他」の場合には、「黒毛和種×褐毛和種」、「和牛間交雑種」、「肉専用種」、「乳用種」への修正が受け付けられますので、可能な限り修正するようにして下さい。(同⑧) なお、「黒毛和種×褐毛和種」を「褐毛和種」としていた場合に限り、「褐毛和種」から「黒毛和種×褐毛和種」への修正も受け付けられます。)

カ なお、既存牛リストの項目(生年月日、性別、母牛個体識別番号、種別)以外のエラーを、既存牛の再届出によって修正することはできません。繫養牛として扱われてこなかった「報告データエラーリスト」牛については、既存牛の再届出により繫養牛として扱われることとなりますが、修正できないエラーはそのまま残ります。転入日等のエラーについては、別途修正が必要です。(修正方法については、検討中です。)

キ 装着したものを除く在庫耳標については、存在チェック欄にその「有」、「無」を記入して下さい。(同③)

(補足) 既存牛リストに記載されていない耳標について

既存牛リストに記載されていない耳標がある場合には、耳標の個体識別番号を記入し、キに準じて、存在チェック欄に「有」と記入して下さい。

また、既に自家生産牛に装着している場合には、耳標の個体識別番号ほか必要事項(転入日を除く)を記入して下さい。これらについては、農政

事務所が本リストを受理した後に、必要に応じて、本来の耳標の配布先等に確認を行います。

(5) 農家コードの変更等について

農家コードについては、本制度の基礎となるため変更できないシステムとなっており、農家コードを変更すると、別の農家として扱われることとなります。

現在の農家コードを変更せざるを得ない特段の理由があると認められる場合に限って、法制化に伴う今回限りの措置として、別の農家として登録しなおしを行います。既存牛の再届出の業務の時期と重なると混乱するため、終了後の平成16年3月以降に行うこととします。

現在1つの飼養施設として割り当てられている1つの農家コードを、新たに防疫上の観点から2つの飼養施設として区分し、新たな農家コードを追加する場合についても、同様に取り扱うこととなります。(新築した牛舎を別の飼養施設として扱う場合については、新たに牛を飼い始める者と同様に常時受け付けます。)

なお、以上の農家コードの登録しなおし等のためには、発生しているエラーをすべて解消しておくことが必要です。

(農家コードを変更した場合、異動報告は必要ありませんが、データベース上は、当該管理者のすべての繋養牛について異動があったように表示されることとなります。)

(参考) 実施方式のメリット・デメリットについて

・戸別訪問方式

地方農政事務所の職員が管理者を訪問し、その場で再届出を行う方式です。最も確実な方法ですが、再届出は3ヶ月以内に完了する必要があるため、管理者が多い地域で全戸を対象に行うのは困難と考えられます。飼養頭数の多い管理者等への個別対応としては必要と考えられます。

・集合説明方式

地方農政事務所が、県の地方機関や農協等の協力を得て、管理者に集まって頂き、既存牛リストを配布し、再届出方法を説明する方式です。(a)その場で確認してもらい届出まで行う方法、(b)後日再度集合してもらい届出を行う方法、(c)管理者が直接又は郵送により地方農政事務所へ届出を行う方法等が考えられます。

・郵送方式

地方農政事務所が管理者に再届出説明書と既存牛リストを送付し、管理者がリストの内容を確認、押印又はサインした上で、地方農政事務所へ返送する方式です。地方農政事務所においては、記入漏れや矛盾等問題点がないことを確認して受領します。記入漏れや矛盾等問題点がある場合には、管理者に確認します。この方式の場合、再届出を行わない牛管理者がでないよう十分に注意する必要があります。